

**令和4年度
知財アクセラレーションプログラム（IPAS）に係る
専門家募集要領**

令和4年6月13日
知財アクセラレーションプログラム事務局
(委託元 特許庁)

1. 目的

革新的な技術やアイデアを基に創業するスタートアップにおいては、技術やアイデアなどの知的財産（知財）が主な財産であり、競争力の源泉となっています。このため、知財について権利化・ノウハウ化の方針や、他社との協業やライセンスに関する方針等を定めるといった、知財を戦略的に活用し成長につなげていくための「知財戦略」を構築することが重要です。

しかしながら、スタートアップにおいては、知財に関する知識やノウハウを持っていなかったり、ビジネスの立ち上げに注力するあまり知財戦略の立案や権利取得にかかるリソースが不足していたりするケースは少なくありません。このため、コアとなる知財が十分に保護・活用されず、技術やアイデアの流出・模倣品の出現等により、収益化が図れず、競争に勝つための力を失ってしまうことが課題となっています。

本プログラムでは、参加スタートアップの課題・支援ニーズに対応した知識やスキルを持つビジネス専門家と知財専門家からなる「知財メンタリングチーム」を組織します。知財メンタリングチームは、参加スタートアップとの5ヶ月程度のメンタリングを通じて、事業戦略の診断・ブラッシュアップを行い、事業戦略に連動した知財戦略の構築を支援します。これにより、スタートアップが知財を戦略的に活用し、競争力を失うことなく成長を加速させていくことを全面的に後押しします。

つきましては、本プログラムにおいてスタートアップを支援する専門家を広く募集いたします。

2. 活動内容

IPAS は令和4年度でプログラムをスタートして5年目になります。これまでの活動実績は、IP BASE ウェブサイト¹にて一部紹介しておりますので、参考にしてください。

(1) 知財戦略構築等の支援

IPAS 支援先企業に選定されたスタートアップの知財戦略構築を支援するメンターまたはアソシエイトメンターにご就任いただきます。

メンターには、登録された専門家の中から、スタートアップの課題やニーズに合う専門家にご就任いただきます(各スタートアップに対し、原則ビジネス専門家1名、知財専門家1名)。

¹ IPAS 成果報告会 (2021 年度) : <https://www.youtube.com/watch?v=wDDS1xpvZkI>
IPAS 成果事例集 : <https://ipbase.go.jp/learn/ipas/>

アソシエイトメンターは、メンターを補助する立場として、例えば実務経験 10 年未満の専門家にご就任いただきます。

メンター及びアソシエイトメンターは、スタートアップに対し、対面又はオンラインにより、①シーズの診断・出口戦略の構築、②知財調査を含む知財戦略構築サポート、③即時に権利化すべきシーズの出願戦略の立案²、④フォローアップ、の 4 段階で支援していただきます。

なお、IPAS2022 では支援先スタートアップとして 25 社が選定される予定です。また、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、ナレッジシェアプログラム、メンタリング等は全てオンラインで実施する可能性があります。

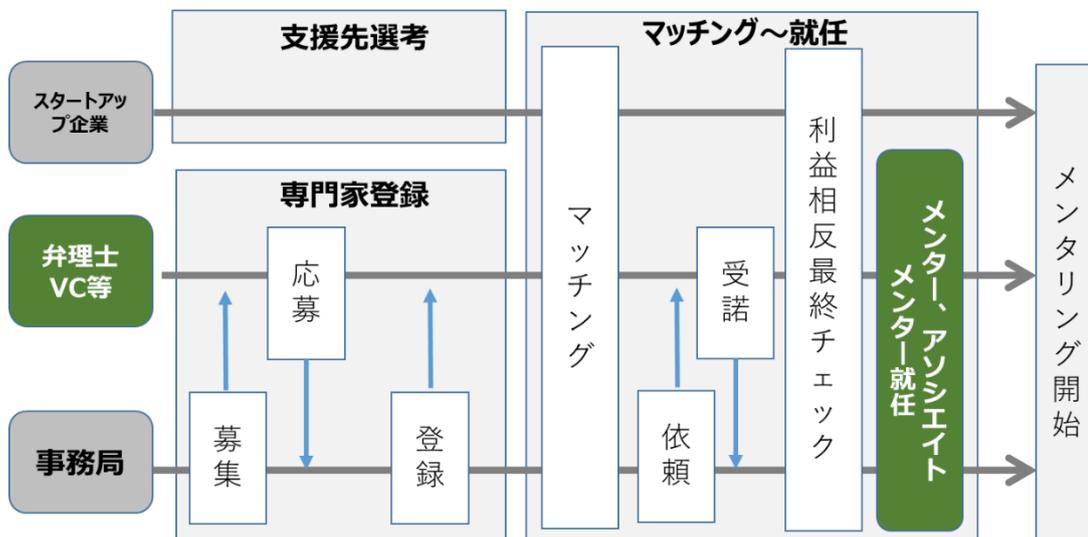


図 専門家登録及びメンター・アソシエイトメンターへの就任の流れ

(2) ナレッジシェアプログラムへの参加

① 専門家向けセミナー

ビジネスの専門家、知財の専門家の相互の知見交換・経験の共有を目的とするセミナーにご参加いただけます。

② スポットメンタリング

スポットメンタリングとは、スタートアップ 4~6 社に対するビジネスの専門家、知財の専門家による知財戦略構築等の助言を、通年で 6 回程度、スポット（単発、2 時間程度）で行うものです。登録された専門家のうち、支援するスタートアップの課題やニーズに合う知見やスキルを持つ専門家に対して、事務局から個別に参加のご案内をいたします。

² 出願代理等は含みません。

3. 登録対象

本プログラムでは、知財戦略構築を支援する専門家の育成、及びその専門家からなるチームによる実際の知財戦略構築支援を目的としているため、以下の必須要件を全て満たす、スタートアップの成長を支援することに対して意欲のある専門家を登録対象とします。また、より効率的・効果的に本事業を推進していくうえで、保有することが望ましい条件を任意要件として設定します。任意要件に該当する実績・ノウハウ等を有する場合は、応募時にその活動実績を提示してください。

【必須要件】

- (1) ベンチャービジネス又は知財に関する専門性を有していること
※例えば、ビジネスコンサルタント、ベンチャーキャピタリスト、アクセラレーター、弁理士、弁護士、事業会社知財部経験者など
- (2) スタートアップへの支援に意欲があること
- (3) ナレッジシェアプログラムに積極的に参加する意欲があること
- (4) 反社会的勢力またはそれに関わるものとの関与がないこと

【任意要件】

- (1) 直近5年において、リーダーシップ、プロジェクトマネジメント、フォローシップ、人間関係構築力を発揮し、指導者としての素養・力量・統率力を有していること。
- (2) 以下の分野いずれかに係る先端技術の知見・ノウハウ等を有していること。
 - ・ IT
 - ・ ものづくり
 - ・ 医療・バイオ・新素材

4. 登録募集期間

2022年6月13日（月） から 2023年3月31日（金） まで

※今年度のメンター又はアソシエイトメンターへの就任を希望される場合は7月29日（金）を目途にご応募ください。なお、支援先スタートアップが決まり次第、順次マッチングを開始させていただきますので、お早目のご応募をお願いいたします。

5. 登録方法

登録フォーム（Excel形式）に従って必要事項を記入の上、登録募集期間内に提出してください。詳細は下記の表をご確認ください。

提出書類	内容
(必須)登録フォーム (Excel 形式)	登録フォームの項目に記入ください
(任意)補足資料 (PDF 形式)	登録フォームの内容を補足したり、追加で説明したい場合は、補足資料を提出してください。 補足資料例 ・ 職務経歴書 ・ 実績・成果に関する資料・リーフレット等

提出先：下記「8. 問い合わせ先」に記載するメールアドレスまで、件名を「IPAS2022 専門家登録」+登録者氏名とし、メールでご提出ください。また、添付ファイルを含め10MBを超えないようにご配慮ください。なお、郵送・FAXでは受け付けておりません。

スケジュール

(1) 知財戦略構築等の支援

2022 年 6 月 専門家の登録受付開始
7~8 月頃 専門家からメンター・アソシエイトメンターを選定
8 月 メンタリングを開始(2023 年 3 月まで)
2023 年 3 月 成果報告会

(2) ナレッジシェアプログラム

2022 年 8 月~2023 年 2 月 専門家向けセミナー（6 回程度）及びスポットメンタリング（6 回程度）を実施（随時ご案内）

※スケジュールは、状況に応じて多少前後することがありますので、予めご了承ください。

6. 登録期間

登録完了日~2023 年 3 月 31 日(金)

※本プログラムに登録された専門家は次年度以降も登録状態を継続し、登録情報は当該年度の知財アクセラレーションプログラム事務局（場合によっては特許庁）に引き継ぐことが可能です³。引継ぎを希望しない場合は登録フォーム内にて「本年度終了時に登録解除を希望」を選択してください。

※登録内容を修正する場合や登録解除を希望される場合は、修正・希望をされた時点での知財アクセラレーションプログラム事務局まで御連絡ください。

³ 次年度以降も本プログラムが継続するかは確定しておりません。

7. 謝金等

(1) 謝金⁴（知財メンタリングチームに選定された専門家のみ）

- (ア) 知財メンタリングチームとしてスタートアップへの支援に当たり、就任条件について合意していただきます。
- (イ) 支援に係る謝金について、メンターはチームミーティングとメンタリング（1回2時間を想定）および事前準備時間（1回のメンタリング当たり準備時間2時間以内を想定）に要した時間1時間に対し1万円（源泉徴収差し引き後）をお支払いします。
- (ウ) 支援に係る謝金について、アソシエイトメンターはチームミーティングとメンタリング（1回2時間を想定）および事前準備時間（1回のメンタリング当たり準備時間2時間以内を想定）に要した時間1時間に対し5千円（源泉徴収差し引き後）をお支払いします。
- (エ) 往復交通費は実費を事務局よりお支払いします（事後精算）。遠方の往復交通費⁵につきましては証憑書類が必要です。なお、公共交通期間を利用した運賃が基本です。新幹線の場合は普通車指定席、航空機の場合は普通席をご利用ください。
- (オ) 特許及び商標、意匠、実用新案登録の出願代理業務をする場合は、事務局との委託契約の範囲外でスタートアップと個別調整していただきます。

(2) 支援頻度

月2回程度を目安に具体的な支援頻度は支援先スタートアップと相談の上決定していただきます。

8. 留意事項

- (1) 本プログラムの内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、原則特許庁により公表される予定ですのであらかじめご了承ください。
- (2) 本プログラムの登録者には、特許庁又は事務局が企画するイベントでの登壇等、本プログラムの情報発信、支援方法の定型化、事例集作成等のためにご協力いただく場合がございます。
- (3) 以下の場合には、登録対象外とさせていただきますのであらかじめご了承ください。
 - (ア) 登録希望者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
 - (イ) 登録内容に不備がある場合
 - (ウ) 登録希望者が、登録に際して虚偽の情報を記載し、その他特許庁及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合
- (4) 登録に当たってご提供いただく個人情報を含む登録情報は、特許庁、事務局及び外部審査委員（以下、「特許庁及び事務局等」という。）にて本プログラム実施に当たって必要な範囲で共有、利用されます。なお、本年度の事務局は株式会社NTTデータ経営研究所になります。

⁴ ナレッジシェアプログラムについて謝金は生じません。

⁵ 飛行機の場合は普通席、新幹線の場合は通常指定席特急券の費用を実費分お支払いします。

- (5) 登録に当たってご提供いただく個人情報を含む登録情報は、IP BASE運営事業者⁶にて本プログラムの周知に当たって必要な範囲で共有、利用されます。メンターまたはアソシエイトメンターにご就任いただいた方は、IP BASE上でプロフィールを掲載いただきます⁷（掲載内容の詳細は特許庁担当者と別途相談させていただきます）。また、知財アクセラレーションプログラム以外の特許庁の他の事業、経済産業省地域経済局、INPIT独立行政法人工業所有権情報・研修館の担当者へ情報の提供を行う場合がございます。
- (6) 専門家は広く募集・登録しますが、必ずしもすべての方にメンターにご就任いただくわけではありませんので、予めご了承ください。また、専門家の選定過程および結果についてのお問い合わせについては応じられません。
- (7) スタートアップへ支援を実施するのに不適切であると特許庁及び事務局が判断した場合には、メンターまたはアソシエイトメンターの任を解かせていただく場合がありますのでご注意ください。
- (8) 支援先スタートアップに関して、特許庁及び事務局等が、支援先スタートアップの事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。

9. 問い合わせ先

本募集に関するお問合せは、下記までお願いします。

102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-9 JA 共済ビル 9 階 10 階

知財アクセラレーションプログラム (IPAS) 事務局 (NTT データ経営研究所 内)

担当：櫻木、高井

T E L 03-6261-7453

メール ipas2022@nttdata-strategy.com

⁶ 2022 年度は株式会社角川アスキー総合研究所

⁷ 2022 年度の知財メンタリングチーム紹介:

<https://ipbase.go.jp/news/2022/02/news-0204.php>